



2025年9月25日

各 位

会 社 名 株式会社 ヴィア・ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 楠元 健一郎  
(コード7918、東証スタンダード市場)  
問い合わせ先 常務執行役員経営推進本部長 羽根 英臣  
電 話 番 号 03-5155-6801

**(再訂正)「第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行、  
定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」  
の一部訂正について**

2025年8月12日付で開示いたしました「第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」につきまして、定款変更の内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、かかる訂正は、2025年9月2日付で開示いたしました「(訂正)『第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ』の一部訂正について」でお知らせした訂正が反映された後の定款変更の内容に、更に訂正を加えるものであります。

1. 訂正の理由

定款変更の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正いたします。

2. 訂正の内容（訂正内容は網掛けで示しております。）

別紙3 定款変更の内容

【訂正前】

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<省略>	<省略>
(新 設)	<p style="text-align: center;">(E種期中優先配当金)</p> <p><u>第11条の21</u> 当社は、<u>第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2022年6月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>
<省略>	<省略>

【訂正後】

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<省略>	<省略>
(新 設)	<p><u>(E種期中優先配当金)</u></p> <p><u>第11条の21</u> 当社は、<u>第43条第2項又は第3項の規定に従い、期中配当基準日を基準日とする期中配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記録されたE種優先株主等に対して、第11条の29に定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、E種優先株式の払込金額に年率3.0%を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が2026年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、E種優先株式の発行日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「E種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるE種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がE種優先株式を取得した場合、当該E種優先株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</u></p>
<省略>	<省略>

以 上